

災害等復旧費用の相互扶助 今後の拠出総額及び拠出金・交付金の取扱いについて

2021年12月7日

電力広域的運営推進機関 事務局

- 2020年6月に成立した改正電気事業法において、電力広域機関の業務として、災害復旧に係る費用の一部を交付する相互扶助制度の創設が盛り込まれた。
- その後、運営委員会における制度運用に係る業務フローや重要項目、詳細事項に係る議論を経て、2021年4月より、『災害等復旧費用の相互扶助』の運用を開始した。
- 運用開始以降、2020年度分災害について既に8件の申請を受理しており、個別に審査/交付を進めているところである。また、2022年度からは、2020年度改正電気事業法にて新たに定義された「配電事業者」の事業開始が見込まれ、新たに対象事業者となることが予定されている。
- 本日は、運用開始以降の申請/交付状況及び今後の環境変化を踏まえ、以下の在り方についてご議論いただきたい。
 - ・2022年度以降の災害等扶助拠出金（以下、「拠出金」という）の総額
 - ・配電事業者を含めた拠出金、災害等扶助交付金（以下、「交付金」という）の取扱い

(※1) : 電気事業法第28条の40第2項1号の規定に基づく電気工作物の災害その他の事由による被害から復旧に関する費用の一部に充てる交付金の交付に充てるために、事業者から拠出される金額

(※2) : 被災事業者が一定の基準を満たした災害時において発生した①他電力等からの応援、②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧作業、に要した費用について申請し、受け取ることができる金額

- **2021～2025年度の拠出金の総額及び積立基準額**について、国から通知を受けた額に基づき、以下の通り**理事会にて決議**し、2021年度分につき各一般送配電事業者から、拠出金を受領。
- なお、**2021～2022年度**は、現行託送料金原価において、将来の災害対応のために積み立てる費用について考慮されてため、**経過措置期間として、現行託送料金原価に含まれる災害復旧修繕費の内数とした上で金額を設定**。

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
積立基準額	94億円（※1）				
拠出金の総額 （年間当たり）	9.9億円 （※3）	9.9億円	62.1億円 （※2）	62.1億円	62.1億円

（※1）：数年に一度、**大規模災害が発生した年度においても交付金の交付を行うために必要な額**として設定。
 （2018-2019年度に発生した大規模災害の内、損失額上位5件の交付試算額の年度合算値の最大値）
 （拠出金の過度な積立ての回避も考慮）

（※2）：①**通常規模の災害への対応分**、②**大規模災害に対応するための積立分の2段構造**にて設定。
 ① 15.1億円（災害復旧修繕費の過去10年平均（37.7億円）×相互扶助対象試算割合（0.4））
 ② 47.0億円（積立基準額（94.0億円）×大規模災害発生確率（0.5…2年に1度））

（※3）：現行託送料金制度下における**経過措置として、現行託送料金原価に含まれる各社の災害復旧修繕費の内数**として設定。
 （現行託送料金での災害復旧修繕費（24.85億円）×相互扶助対象試算割合（0.4））

- 今年度の申請対象は、**2020年度（改正電事法の公布日以降）及び2021年度に発災したものが対象**となる。
- 2020年度発災分として審査中の案件を含めると約19億円規模となる見込みである。更に、今後申請が見込まれる2021年度発災分を加えると、**交付決定額は、2021年度の拠出金：9.9億円を大きく上回る状況**である。

No.	申請/交付対象事業者	災害件名 (略称)	災害基準 適用要件	最大停電 軒数	交付決定額
1	沖縄電力	台風8号	発災直後の降雨量	574	0.01億円
2	沖縄電力	台風9号	発災前要件（非常に強い台風） 発災直後の最大風速	36,970	1.15億円
3	沖縄電力	台風10号	発災前要件（非常に強い台風）	3,930	0.30億円
4	中部電力パワーグリッド	7月豪雨	発災前要件（大雨特別警報）	7,580	0.36億円
5	東北電力ネットワーク	福島沖地震	最大震度6弱以上	91,897	0.24億円
6	九州電力送配電	台風9号	停電軒数10万以上	147,000	申請額 計17億円程度
7	九州電力送配電	台風10号	停電軒数10万以上 発災直後の最大風速、降雨量	476,000	
8	九州電力送配電	7月豪雨	1時間降水量80mm以上	12,000	

2020年度
分災害

2021年度
分災害

7-8月に西日本で発生した豪雨、沖縄地方を襲った台風につき、現時点で計8件程度の申請を予定

本日の論点

- 制度運用開始後の申請/交付状況や、2022年度以降、「配電事業者」が新たに事業開始することを踏まえ、2022年度以降の拠出総額、配電事業者を含めた拠出金/交付金のあり方について、ご議論いただきたい。

		審議事項	論点	
1. 2022年度以降の拠出総額	1	2022年度の拠出総額は、当初設定通り 9.9億円 とすることで良いか。	✓ 現行の託送料金原価に織込んでいる災害復旧修繕費（相互扶助対象分）を上回る請求に対する各一般送配電事業者の受容性に配慮要	
	(参)	2023年度以降の拠出総額は、今後の申請/交付状況を見極めつつ、運営委員会であらためて 変更要否 をご議論いただき、決定する。	-	
2. 配電事業者を含めた拠出金・交付金の取扱い	2	当該年度の期初に拠出金を請求する対象は、 4/1時点で事業を営んでいる （事業開始を含む） 事業者 とすることで良いか。	✓ 運用単位（年度）及び期中に事業開始する配電事業者が見込まれる点を踏まえ、基準を設定する必要	
	審議事項2～4は一連で整理	3	当該年度の期中に事業開始する配電事業者について、 当該年度から『交付』の対象 とすることで良いか。	✓ 災害時の停電の早期復旧という制度主旨を踏まえた整理が必要
		4	当該年度の期中に事業開始する配電事業者についても、 拠出金を求めること とし、請求方法としては、 翌年度期初の拠出金請求額に加減算 することで良いか。	✓ 各事業者の公平性の観点を踏まえた整理が必要 ✓ 請求方法については、託送料金制度上の取扱いの観点及び拠出金管理面（煩雑さや管理リスク）を踏まえた整理が必要
		5	期中に事業退出する事業者に対して、 拠出金の精算は行わない ことで良いか。	✓ 本制度の運用単位を踏まえた整理が必要
		6	配電事業者を含めた 拠出金の配分方法 は、現行通り 需要電力量（2年度前） を用いるが、 配電事業者が事業開始後の一定期間は需要実績がないため、代替措置として当該年度の供給計画値 を用いることで良いか。	✓ 本機関の特別会費の割り当て方法との整合
		7	拠出金の最低金額（1,000円） を設けることで良いか。	✓ 「交付」の権利を有する全ての事業者が、何らかの「拠出」を行う（公平性を確保）よう整理が必要

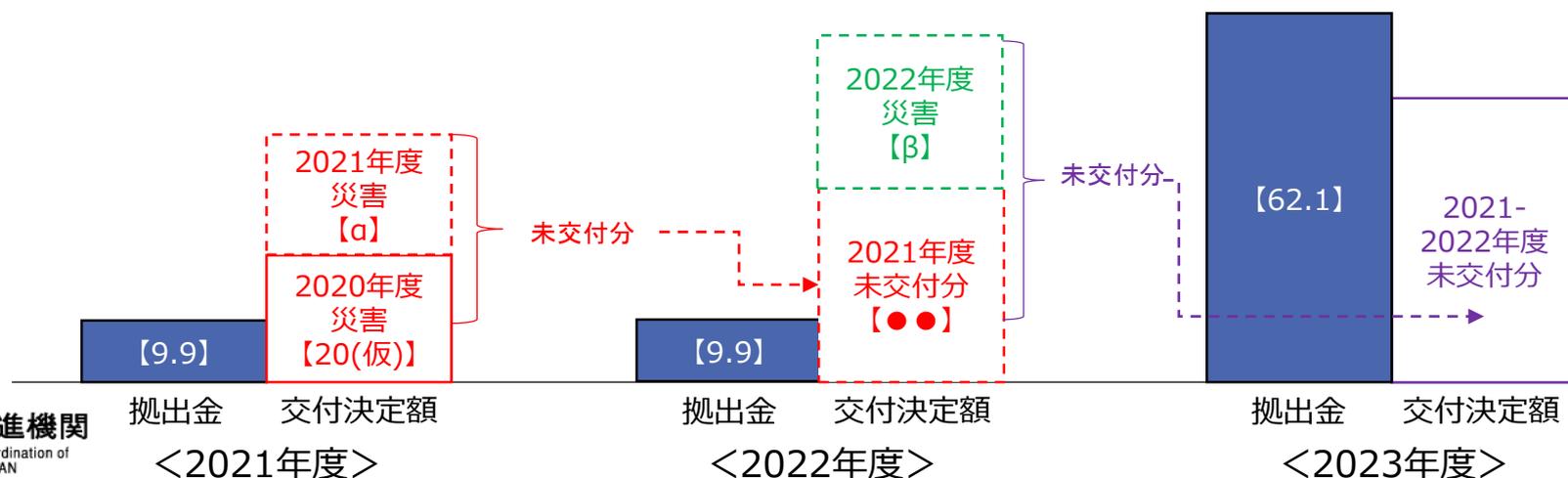
審議事項1

2022年度の拠出総額は、当初設定通り9.9億円とすることで良いか。

- 2021年度の交付決定額は、拠出金を大きく上回ることが見込まれ、2022年度の拠出金を以って全額交付することも難しい状況である（※）。

（※）積立残高（2021年度当初では9.9億円）を超える交付が発生した場合、金利による国民負担増加を避けるために、電力広域機関において資金借り入れはせず、翌年度以降に徴収する各事業者からの拠出金をもって、実際の交付を行うとしてはどうか。
【2020/6/16 第11回電力レジリエンスワーキンググループより抜粋】

- 仮に、2022年度の拠出総額を増額した場合、交付決定額の交付を速やかに行えるものの、2022年度までは、経過措置として現行の託送料金原価に含まれる災害復旧修繕費の内数とした上で金額を設定しており、事業者に対して、託送料金原価への織込み額以上の支出を求めることとなる。
- 他方、各一般送配電事業者に対して、交付年度が後倒しになることは許容可能であることを確認しているため、2022年度の拠出総額は、設定通り9.9億円としたいがいかがか。



1. 2022年度以降の拠出総額 ～（参考：2023年度以降の拠出総額）～ 7

（参考） 2023年度以降の拠出総額は、今後の申請/交付状況を見極めつつ、運営委員会であらためて変更要否をご議論いただき、決定する。

- 現在の申請/交付決定額の状況および今後（2021-2022年度分災害）の申請見込みを踏まえると、**2022年度末時点での未交付額が、2023年度の拠出総額62.1億円を上回るなど、交付の後倒しが顕著になることも考えられる**（大規模災害に対応するための積立がままならない状況）。
- 上記の状況次第では**2023年度以降の拠出総額を増額するという選択肢もあり得るが**、以下の点を踏まえ、**2022年度以降に国等と連携の上であらためて整理の上、別途ご議論いただくこと**としたい。
 - ・2020年度災害分の総額は約19億円程度であり、2023年度以降の拠出金における「毎年発生する災害への対応分の相当する額：15.1億円」と比べ、それほど大きな乖離がないこと
 - ・2021年度分災害の申請/交付額の規模感が不確実であること
⇒現行の拠出金の前提（毎年発生する災害対応分の金額根拠）を変更するための実績が乏しいこと
 - ・2023年度から導入される新託送料金制度では、拠出金は「制御不能費用」と整理され、一般送配電事業者は仮に規制期間中に増額しても、事後（原則翌規制期間）に回収可能であること

<（参考）今後整理が必要となる事項>

- 2022年度末時点の未交付分の取扱い ……2023年度以降の増額で対応する場合における増額対象期間や対象事業者 等
- 毎年発生する災害への対応分に相当する額 ……現行の15.1億円/年（過去10年平均）の変更要否（算定前提と至近実態との乖離等）
- 大規模な災害に対応するための積立相当額 ……現行の47億円/年の変更要否

審議事項2

当該年度の期初に拠出金を請求する対象は、4/1時点で事業を営んでいる（事業開始を含む）事業者とすることで良いか。

- 2022年度より追加される**配電事業者**は、直接需要家と関わり（需要規模を算出可能）をもち、託送料金を収入とした事業者と位置付けられるため、**拠出を求める対象**となる。
（送電事業者は拠出の対象外（交付は対象））

<第11回電力レジリエンスワーキンググループ（2020/6/16）資料より抜粋>

- 各事業者に対する、電力広域機関への拠出金の割り当て方法については、現行の電力広域機関における特別会費の割り当てと同様に、需要規模kWhに応じて拠出を求めることが想定される。その際、需要家に直接関わっていない送電事業者について、需要規模を算出することは困難であり、送配電事業の拠出費用は一般送配電事業者の託送料金に直接転嫁されることから、**拠出を求める事業者は、一般送配電事業者と配電事業者としてはどうか。**

- **配電事業者は、2022年度から順次事業開始することが想定されるが、期初の拠出金の算定/請求にあたり、対象となる事業者の定義を整理する必要がある。**
- **本制度は、年度単位で運用しているものであり、各事業者の拠出金額について需要電力量（各年度4/1時点で実績値として確定できる2年度前の需要電力量）をベースに算定している。**
- そのため、当該年度の期初に拠出金を請求する対象事業者は、**一般送配電事業者及び4/1時点で事業を営んでいる（事業開始を含む）配電事業者としたいがいかがか。**
（当該年度の4/2以降に事業開始した配電事業者は、当該年度期初における拠出金額算定/請求対象に含めない）

審議事項3

当該年度の期中に事業開始する配電事業者について、当該年度から『交付』の対象とすることで良いか。

- 審議事項2に基づくと、当該年度の期中に事業開始する配電事業者については、事業開始年度の期初時点では拠出金を請求しないことになる。
- 他方、大規模災害時等における停電の早期復旧を図ることの必要性は、他の事業者（各一般送配電事業者・送電事業者・期初から事業開始している配電事業者）と何ら変わるものではない。
- 制度主旨に照らすと、当該年度の期中に事業開始する配電事業者についても、『A：当該年度から申請/交付の対象とする』ことが妥当であると考えられるがいかがか。
- 但し、当該年度の期初に「拠出」しない事業者を「交付」の対象とすることは、事業者間の公平性を欠くため、当該配電事業者に係る『拠出』の取扱いにつき、整理が必要（審議事項4）。

	期中に事業開始する配電事業者の『交付』の取扱い	Pros	Cons	評価
A	申請/交付対象とする	✓ 停電復旧に係る大規模化・長期化等に伴うコスト増への対応として、『停電の早期復旧』の制度主旨に沿う	✓ 当該年度の期初時点で算定/請求する対象事業者に入っておらず、「拠出」と「交付」が不整合（事業者の不公平性）	○
B	申請/交付対象としない	✓ 「拠出」と「交付」が整合	✓ 当該事業者が運用する特定エリアにおける停電の早期復旧に影響が及ぶ可能性（制度主旨との不整合）	×

審議事項4

当該年度の期中に事業開始する配電事業者についても、拠出金を求めることとし、請求方法としては翌年度期初の拠出金請求額に加減算することで良いか。

- 「交付」の対象とする以上、事業者間の公平性の観点から、期中に事業開始する事業者が**当該年度分の拠出金を負担する手段について整理する必要**がある。
- 『A：事業継承する2社間で係る費用を授受する』とした場合、「拠出金」は新託送料金制度上の制御不能費用として実払いベースで事後回収される一方、2社間での費用授受分を事後回収の対象から控除する措置を講じなければ、**各一般送配電事業者が費用を2重に回収することとなるため、『B：事業開始後、拠出金を請求する』とすることが合理的**である。
- 請求タイミングについては、『①事業開始の都度実施する』場合、タイムリーな対応である一方、**管理面の煩雑性・リスクが大きい**ため、『②翌年度期初の拠出金算定時に、当該年度分の費用を加減算する』こととしたいがいかがか。

	期中に事業開始する配電事業者の『拠出』の取扱い（当該年度）	Pros	Cons	評価	
A	本制度上は拠出金を請求せず、事業継承する2社間で係る費用を授受する（任意）。	✓ 本制度での拠出金管理がシンプル（管理リスクなし）	✓ 制度措置なかりせば、「 <u>拠出金</u> 」と「 <u>配電事業者から費用受取</u> 」の2重取りとなる	▲	
B	事業開始後、拠出金を請求する。	① 事業開始の都度、各事業者の拠出金配分を再算定の上、請求/精算する。	✓ 時点毎で厳正な拠出金請求ができる	✓ 複数社の期中事業開始があった場合、 <u>拠出金管理が煩雑</u> （管理リスク大）	△
		② 翌年度期初の拠出金算定/請求時に、当該年度分を費用を加減算する。	✓ 拠出金管理は①に比べてシンプル（管理リスク小）	✓ 一定期間、当該費用を既存事業者が立て替える形となる。	○

<参考> : 期中に事業開始した配電事業者を含めた拠出金精算イメージ 11

2022年度

	期初算定/請求		
	需要電力量	配分比率	拠出金額 (配分額)
A社 (一送)	100kWh	50%	5.0
B社 (一送)	50kWh	25%	2.5
C社 (一送)	30kWh	15%	1.5
D社 (一送)	20kWh	10%	1.0
計	200kWh	100%	10.0

事業
開始

	2022年度期中分		
	需要電力量	配分比率	再配分後 拠出金額 (算定のみ)
A社 (一送)	95kWh	47.5%	4.75
X社【配電】	5kWh	2.5%	0.25

※年度計の需要電力量（供計）で按分
⇒A社は年間kWh
⇒X社は需要発生～年度末までのkWh

2023年度

	2023年度分		
	需要電力量	配分比率	拠出金額 (配分額)
A社 (一送)	90kWh	45%	27.0
X社【配電】	10kWh	5%	3.0
B社 (一送)	50kWh	25%	15.0
C社 (一送)	30kWh	15%	9.0
D社 (一送)	20kWh	10%	6.0
計	200kWh	100%	60.0

+
+

2022年度分
加減算額
△0.25
+0.25

=
=

期初算定/請求
拠出金額 (配分額)
26.75
3.25
15.0
9.0
6.0
60.0

審議事項5 期中に事業退出する事業者に対して、拠出金の精算は行わないことで良いか。

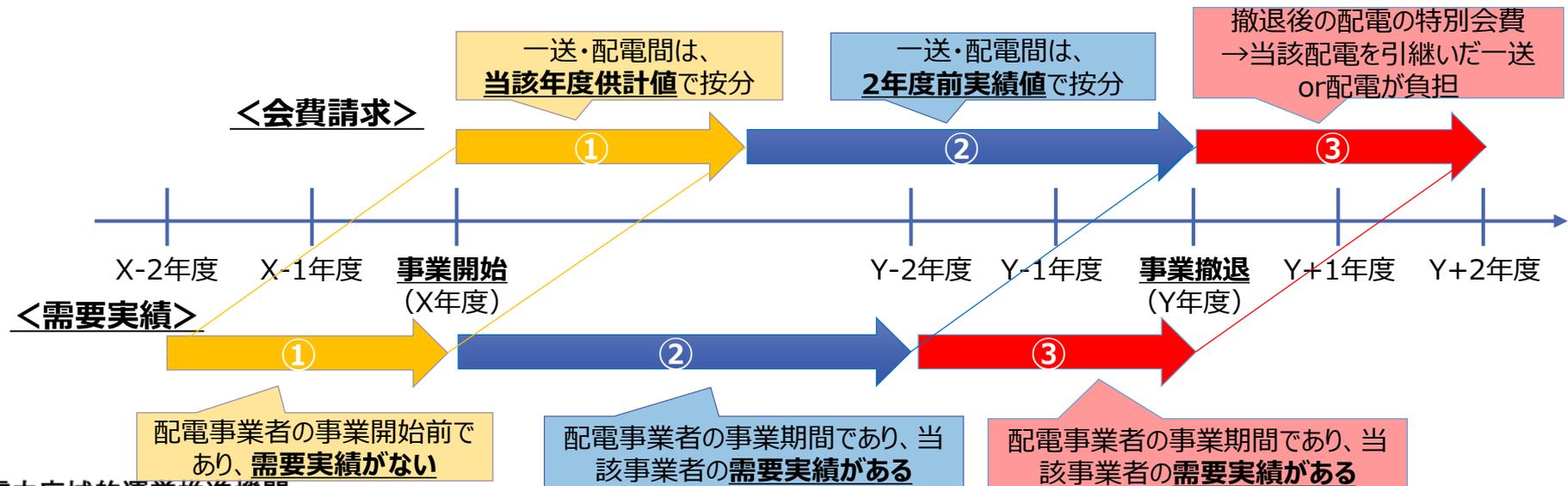
- **拠出金は**、4/1時点で事業を営んでいる事業者（事業開始を含む）を対象とし、拠出総額を各事業者の需要電力量により配分額を算定の上、**年度単位で管理**している。
- **期中に事業退出する事業者が現れた場合**、既に拠出金を前提とした運用段階に入っているため、**精算は行わないこと**としてはどうか。
- なお、配電事業者が退出した場合、**過去2年分の電力量需要実績は、事業継承した一般送配電事業者又は配電事業者が負担**することとしたい。

2. 配電事業者を含めた拠出金・交付金の取扱い

審議事項6

配電事業者を含めた拠出金の配分方法は、現行通り需要電力量（2年度前）を用いるが、配電事業者が事業開始後の一定期間は需要実績がないため、代替措置として当該年度の供給計画値を用いることで良いか。（本機関の特別会費と同様の考え方）

- 「災害等復旧費用の相互扶助運用要領（以下、「運用要領」という）2.（2）ア. 拠出金の配分」にて、**当該年度の拠出金を前々年度の各エリアの需要実績（kWh）〈使用端〉を基に配分する、旨を定義している。**
- しかし、配電事業者が**事業開始以降の一定期間は、過去の需要実績がないため、当該期間における代替措置を整理する必要がある。**
- 各一般送配電事業者から配電事業者に事業継承するエリアの需要実績を把握するには一定以上の期間を要することや、新たなエリアで配電事業を営むことも想定されることから、**各年度における供給計画の第一年度の需要電力量を用いて、各一般送配電事業者の供給区域内における各事業者の需要電力量の比率により、算定すること**でよいか。



審議事項7 拠出金の最低金額（1,000円）を設けることで良いか。

- 新たに事業開始する配電事業者の規模は大小あれど、各一般送配電事業者と比べると**相当程度小規模であることが考えられる。**
- 運用要領では、端数を1,000円未満四捨五入として、拠出金の配分額を算定しているが、各一般送配電事業者の供給区域内における各事業者の需要電力量の比率で算定した場合、配電事業者の配分額がゼロになることも考えられる。
- 大規模災害時等に申請/交付の対象とする以上、**何らかの拠出金請求を行うことが合理的であるため、最低金額（1,000円）を設定したい**がいかがか。

<配電事業者の需要規模と拠出配分額のイメージ>

	現行の拠出総額	全エリアの需要電力量計 (2020年度)		拠出金がゼロとなる 配電事業者の需要電力量 (配分の結果、500円未満)
2022年度	9.9億円	約8,200億kWh	→	約41万kWh (8,200億kWh÷9.9億円×500円)

- 本日まで議論いただいた内容やご意見を踏まえ、以下のスケジュールで、配電事業者を含めた拠出金・交付金に係る必要な事項について運用要領に定める（改訂）と共に、2022年度の拠出金の配分・請求に係る手続きを実施してまいります。

- 2022年2月日途 : 運用要領パブコメ
- 2022年3月日途 : 運用要領の改訂に係る理事会決議
- 2022年4月 : 2022年度拠出金の請求

- また、2023年度以降の拠出総額は、今後の申請/交付状況を見極めつつ、運営委員会で変更要否をあらためてご議論いただくこととする。